

宮崎県人権施策基本方針（素案）【概要版】

第1章 はじめに

1 方針策定の趣旨

- ・宮崎県人権尊重の社会づくり条例の施行
- ・同和問題をはじめとする様々な人権問題や、多様な性、新型コロナなど新たな人権問題への対応

2 方針の目標

- ・お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていく平和で豊かな社会の実現

3 方針の性格

- ・人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえ人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための方針
- ・宮崎県人権尊重の社会づくり条例に基づき人権施策を総合的に推進するための方針
- ・宮崎県総合計画の部門別計画

4 人権をめぐる国内外の状況

- ・人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）、こども基本法、LGBT理解増進法等の施行
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染者や医療従事者等に対する差別、誹謗中傷等

第2章 人権施策の推進

1 人権の視点に立った行政の推進

- (1) 職員の人権意識の向上
・職位に応じた人権研修の実施及び研修内容の充実、見直し

- (2) 人権に関する県民意識の的確な把握
・市町村及び関係団体等との意見交換
・人権に関する県民意識調査の定期的な実施

2 人権意識の高揚を図るための施策

- (1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
・日常生活を通じ、大人も子どもも共に人権感覚が身につくような家庭における学習機会の充実
・一人ひとりの子どもの人権を尊重した学校運営や教育活動、人権教育に関する指導内容や方法の充実
・地域の実情に応じ、人権尊重の理念について理解を深めるよう、様々な学習機会の充実
・企業等内における人権教育・啓発の取組への支援等

- (2) 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発
・人権と関わりの深い特定の職業への従事者に対する人権教育・啓発の強化
公務員、教職員等、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、警察職員、マスメディア関係者、相談員、その他

- (3) 人権教育・啓発を推進するための環境整備
ア 人材の育成と活用
・地域や企業、団体等の身近なところで人権教育・啓発を行う指導者の養成、資質向上
イ 教材や資料、学習プログラム等の整備・充実・活用
・対象者の発達段階や知識等に応じた体系的な学習ができる教材や資料等の整備
ウ 広報の充実

- ・マスメディアやホームページ、SNSなど、それぞれの媒体の特性を踏まえた効果的・効率的な広報
- エ ネットワークの構築
・宮崎県人権啓発センターを中心に、国、市町村、民間団体等との連携・協働

3 相談支援体制の整備

- (1) 人権問題に関する相談体制の充実・連携
・相談員の資質向上及び各相談窓口の相互理解の促進
- (2) 相談窓口の周知
・マスメディアやホームページ、SNS等を活用した周知

第3章 分野別施策の推進

1 女性	・男女共に働きやすい就業環境の整備 ・働き方の見直しと仕事と生活の調和 ・子どもたちに対する男女共同参画の理解の促進 ・DV、性犯罪等、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶
2 子ども	・子どもの人権を尊重する啓発活動 ・子どものいじめ防止対策の推進 ・子育て中の家庭や子どもからの相談に対する体制の充実、児童虐待防止への取組 ・子どもの発達段階や個性に応じた適切な指導
3 高齢者	・高齢者の権利擁護に関する取組の推進、相談体制の充実 ・社会参加の促進や就業の確保 ・介護サービスの基盤整備、質的向上
4 障がいのある人	・障がいを理由とする差別の解消や権利擁護に関する取組の推進 ・教育環境の整備・社会参加の促進 ・スポーツ、文化芸術活動の振興 ・人にやさしい福祉のまちづくりの推進
5 同和問題	・同和問題についての正しい理解と認識を深めるための取組 ・市町村や関係機関等と連携した啓発活動の推進 ・インターネット上の差別的な書き込み等の差別事象に対するモニタリング
6 外国人	・国籍や民族などの異なる人々が共に生きていくような、多文化共生社会づくりの推進 ・国際理解教育等の充実による国際感覚豊かな人づくりの推進
7 HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等	・エイズやハンセン病、新興感染症等の感染症に関する正しい知識の普及啓発 ・ハンセン病患者等の社会復帰に向けての関係機関との支援体制づくり
8 犯罪被害者等	・犯罪被害者等のニーズに応じた情報の提供や相談体制の充実 ・犯罪被害者等を支える環境づくりのための広報・啓発活動の推進 ・県及び市町村職員に対する研修の実施を通じた総合的対応窓口の充実
9 インターネットを利用した人権侵害	・県民向け人権講座の開催 ・企業や団体等が実施する研修会への講師派遣 ・インターネットの適切な利用に関する広報・啓発の推進 ・情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルに関する学校教育の充実
10 多様な性	・研修会、講演会等を通じた教育・啓発活動の推進 ・性について悩んでいる児童生徒への相談対応及び関係機関との連携 ・公文書における性別記載欄の見直しなど生きづらさ解消に向けた取組
11 刑を終えて出所した人	・偏見や差別をなくし、社会復帰に資するための啓発等 ・関係機関との連携による社会復帰等の支援
12 北朝鮮当局による拉致問題等	・国への要望活動や他の自治体との情報交換 ・学校教育における拉致問題等に関する理解と認識を深めるための取組 ・帰国した被害者等に対する支援
13 働く人	・企業等に対するハラスメント防止研修支援（啓発資料の提供、講師の派遣等） ・相談体制の整備、充実 ・働き方の見直しや多様な働き方に関する講演会の開催や周知広報
14 その他	・災害に起因する人権問題、生活困窮者など様々な課題が存在 ・国や市町村、関係機関等と連携し、問題の特性に応じた人権教育・啓発の推進

第4章 方針の推進

1 県の推進体制

- ・関係部局相互に連携・協働し、全庁的な取組を推進

2 国、市町村との連携

- ・国や市町村との役割分担を踏まえつつ、連携・協働し、全県的な取組を推進

3 民間団体との連携

- ・NPO等の民間団体と連携・協働して人権施策を推進

4 施策の点検及び見直し

- ・毎年度、施策の実施状況を点検、公表。県民の人権意識の状況を踏まえ方針の見直し